

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
表紙	電気個別需給約款 【四国電力エリア】 毎日充電無料プラン 毎日充電無料 CO2 フリープラン 2023 年 9 月 1 日実施 (2023 年 10 月 12 日改訂) MC リテールエナジー株式会社	電気個別需給約款 【四国電力エリア】 毎日充電無料プラン 毎日充電無料 CO2 フリープラン 2025 年 4 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社
目次	I 総則 第 1 条 適用 第 2 条 用語の定義 II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法 第 3 条 契約種別および料金 第 4 条 契約容量の算定方法について III 使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い 第 5 条 検針日 第 6 条 料金の算定期間 第 7 条 使用電力量の算定 第 8 条 料金の算定 第 9 条 日割計算 第 10 条 料金の支払義務ならびに支払い方法および支払期日 第 11 条 遅延利息 附 則 別紙 1 燃料費調整 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 別紙 3 負荷設備の入力換算容量 別紙 4 負荷設備の総容量の算定	I 総則 第 1 条 適用 II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法 第 2 条 契約種別および料金 第 3 条 契約容量の算定方法について III 日割計算 第 4 条 日割計算 附 則 別紙 1 燃料費調整 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 別紙 4 契約負荷設備の総容量の算定
I 総則	第 1 条 適用 1. 「電気個別需給約款【四国電力エリア】毎日充電無料プランおよび毎日充電無料 CO2 フリープラン」（以下、「 本個別約款 」といいます。）は、四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）を供給区域として適用します。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款定める離島を除きます。 2. この個別約款は、別紙で定める電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は、変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。	第 1 条 適用 1. 「電気個別需給約款【四国電力エリア】毎日充電無料プランおよび毎日充電無料 CO2 フリープラン」（以下、「 本個別約款 」といいます。）は、四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）を供給区域として適用します。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款定める離島を除きます。 2. 本 個別約款は、別紙で定める電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は、変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)										
	第 2 条 用語の定義 以下の言葉は、本個別約款においてそれぞれ以下の意味で使⽤します。また、本個別約款において使用する用語は、特に断らない限り、基本約款において定義した用語を使⽤します。 1. EV・PHEV 電気自動車（Electric Vehicle）・プラグインハイブリッド自動車（Plug-in Hybrid Vehicle）のことをいいます。 2. 非化石証書 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書をいいます。	→旧約款の第 2 条は新約款（電気基本需給約款）に記載										
Ⅱ 契約種別および料金	第 3 条 契約種別および料金 本個別約款で定める契約種別および各契約の料金は、以下のとおりとします。 <table><tr><th>契約種別（電灯需要）</th></tr><tr><td>1. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>2. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA～ 49 kVA）</td></tr><tr><td>3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA～ 49 kVA）</td></tr></table> 1. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA 未満） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 1 号(1)(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料プランに係る特則 毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。	契約種別（電灯需要）	1. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA 未満）	2. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA～ 49 kVA）	3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA 未満）	4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA～ 49 kVA）	第 2 条 契約種別および料金 本個別約款で定める契約種別および各契約の料金は、以下のとおりとします。 <table><tr><th>契約種別（電灯需要）</th></tr><tr><td>1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr><tr><td>3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr></table> 1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 1 号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料プランに係る特則 毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。	契約種別（電灯需要）	1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）	2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）	3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA 未満）	4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）
契約種別（電灯需要）												
1. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA 未満）												
2. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA～ 49 kVA）												
3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA 未満）												
4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6 kVA～ 49 kVA）												
契約種別（電灯需要）												
1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）												
2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）												
3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA 未満）												
4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）												

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器（以下、「充電使用量計測機器」といいます。）を設置すること。 ・EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 最大需要容量 (a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。 (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6kVA 以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充	(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。 (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器（以下、「充電使用量計測機器」といいます。）を設置すること。 ・EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 最大需要容量 (a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。 (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																				
	電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。 <table><tr><td>最初の 11 キロワット時 まで</td><td>3,500 円 00 銭 / 契約</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>合計（税込）</th></tr><tr><td>11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>30 円 66 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>37 円 28 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40 円 79 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。	最初の 11 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約	使用量	合計（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭	調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 1 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。 <table><tr><td>最初の 11 キロワット時 まで</td><td>3,500 円 00 銭 / 契約</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>合計（税込）</th></tr><tr><td>11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>30 円 66 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>37 円 28 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40 円 79 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出しご請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合	最初の 11 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約	使用量	合計（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭
最初の 11 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約																					
使用量	合計（税込）																					
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭																					
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭																					
最初の 11 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約																					
使用量	合計（税込）																					
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭																					
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭																					

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	(e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 2. 毎日充電無料プラン（ 6 kVA～ 49 kVA） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 2 号(1)(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料プランに係る特則 毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。 (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。	・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 2 号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料プランに係る特則 毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																
	(c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認をするために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table> (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項 により算定された値とします。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 (d) 電気の使用実態に応じ、(a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table> (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 3 条（契約容量の算定方法について） 第 1 項 により算定された値とします。	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント																	
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント																	
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント																	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント																	
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント																	
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント																	
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント																	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント																	

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																								
	料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 2 号 (2)(a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 基本料金 基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。 <table><tr><th>契約容量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>700 円 00 銭</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 2 号 (2)(a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 26 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32 円 79 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 71 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。	契約容量	単価（税込）	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭	使用量	単価（税込）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭	ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 (d) 電気の使用実態に応じ、(a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 2 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 基本料金 基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。 <table><tr><th>契約容量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>700 円 00 銭</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 2 号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 26 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32 円 79 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 71 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。	契約容量	単価（税込）	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭	使用量	単価（税込）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭
契約容量	単価（税込）																									
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭																									
使用量	単価（税込）																									
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭																									
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭																									
契約容量	単価（税込）																									
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭																									
使用量	単価（税込）																									
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭																									
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭																									

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6kVA 未満） (1)適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 3 号(1)(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。	(b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA 未満） (1)適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 3 号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 最大需要容量 (a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。 (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6kVA 以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネ	(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。 (b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 最大需要容量 (a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。 (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																												
	ルギー発電促進賦課金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりといたします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。 <table><tr><td>最初の 11 キロワット時まで</td><td>3,500 円 00 銭/ 契約・月</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><td>使用量</td><td>単価（税込）</td></tr><tr><td>11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>30 円 66 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>37 円 28 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40 円 79 銭</td></tr></table> (c) 非化石価値 「1 月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 <table><tr><td>使用量</td><td>単価（税込）</td></tr><tr><td>実際のご使用量 1 キロワット時につき</td><td>1 円 34 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。	最初の 11 キロワット時まで	3,500 円 00 銭/ 契約・月	使用量	単価（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭	使用量	単価（税込）	実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭	料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 .によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1 . (1)によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別紙 1（燃料費調整）3 .によって算定された燃料費調整額をおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 3 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりといたします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。 <table><tr><td>最初の 11 キロワット時まで</td><td>3,500 円 00 銭/ 契約・月</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 3 号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><td>使用量</td><td>単価（税込）</td></tr><tr><td>11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>30 円 66 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>37 円 28 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40 円 79 銭</td></tr></table> (c) 非化石価値 「1 月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 <table><tr><td>使用量</td><td>単価（税込）</td></tr><tr><td>実際のご使用量 1 キロワット時につき</td><td>1 円 34 銭</td></tr></table> (6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかか	最初の 11 キロワット時まで	3,500 円 00 銭/ 契約・月	使用量	単価（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭	使用量	単価（税込）	実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭
最初の 11 キロワット時まで	3,500 円 00 銭/ 契約・月																													
使用量	単価（税込）																													
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭																													
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭																													
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭																													
使用量	単価（税込）																													
実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭																													
最初の 11 キロワット時まで	3,500 円 00 銭/ 契約・月																													
使用量	単価（税込）																													
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭																													
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭																													
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭																													
使用量	単価（税込）																													
実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭																													

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	(c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ（https://www.machi-ene.jp/）で閲覧可能です。 (h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（ 6kVA～ 49kVA） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 (c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 4 号(1)(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用す	る費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合には、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ（https://www.machi-ene.jp/）で閲覧可能です。 (h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	ることがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。 (b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客様まで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・ お客様の EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認をするために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をしていただきます。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備が 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。	(c) 申込み対象は個人または法人とします。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 4 号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。 (b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客様まで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 ・ お客様の EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をしていただきます。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備が 2 台以上設置していることが確認できた場合。 (d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																																
	ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table> (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 基本料金 基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。 <table><tr><th>契約容量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>700 円 00 銭</td></tr></table> (b) 電力量料金 電力量料金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 26 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32 円 79 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 71 銭</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	契約容量	単価（税込）	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭	使用量	単価（税込）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭	契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table> (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 3 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 (a) 基本料金 基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。 <table><tr><th>契約容量</th><th>単価（税込）</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>700 円 00 銭</td></tr></table> (b) 電力量料金	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	契約容量	単価（税込）	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント																																	
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント																																	
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント																																	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント																																	
契約容量	単価（税込）																																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭																																	
使用量	単価（税込）																																	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭																																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭																																	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭																																	
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント																																	
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント																																	
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント																																	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント																																	
契約容量	単価（税込）																																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭																																	

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)												
	(c) 非化石価値 「1 月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第 4 号 (2)(a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>実際のご使用量 1 キロワット時につき</td><td>1 円 34 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭	電力量料金は、当社が第 4 号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 26 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>32 円 79 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 71 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭
使用量	単価 (税込)													
実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭													
使用量	単価 (税込)													
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭													
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭													
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 71 銭													
	(6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。 (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社からは是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ（https://www.machi-ene.jp/）で閲覧可能です。	(c) 非化石価値 「1 月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第 4 号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。 <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>実際のご使用量 1 キロワット時につき</td><td>1 円 34 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭								
使用量	単価 (税込)													
実際のご使用量 1 キロワット時につき	1 円 34 銭													
	(6) その他 (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。 (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。 (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。 ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合 ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合 (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。 (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。													

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)			
	(h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。	(f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。 (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ（https://www.machi-ene.jp/）で閲覧可能です。 (h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。			
	第 4 条 契約容量の算定方法について 1. 当社は、第 3 条（契約種別および料金）第 2 号 (4) (b) 、第 4 号 (4) (b) の契約容量は、以下に定める方法により料金を算定します。 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 ・契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1 / 1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。 2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。	第 3 条 契約容量の算定方法について 1. <u>第 2 条（契約種別および料金）</u> 以下の契約種別(4) (b)の場合の契約容量は、次により算定します。 <table><tr><th>契約種別</th></tr><tr><td>2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr><tr><td>4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr></table> (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 ・契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1 / 1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 ・契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1.732 × 1 / 1000 2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。	契約種別	2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）	4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）
契約種別					
2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）					
4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）					
Ⅲ使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い	第 5 条 検針日 検針日は、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。	→旧約款の第 5 条は新約款（電気基本需給約款）に記載			
	第 6 条 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の計量日（一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で、電力量が記録型計量器に記録される日をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下、「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまに電気の供給を開始した月の計量期間は、需給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。なお、30 分ごとに計量することができない計量器（以下、「<u>記録型計量器以外の計量器</u>」といいま	→旧約款の第 6 条は新約款（電気基本需給約款）に記載			

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	す。)で計量する場合、料金の算定期間は、本個別約款の附則 3(1)(a) に定める検針期間（以下、計量期間および検針期間をそれぞれ、または、総称して、「計量期間等」といいます。）とします。	
	第 7 条 使用電力量の算定 1. 使用電力量の計量は、一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により行うものとし、30 分単位で計量します。 2. 第 6 条（料金の算定期間）に定める算定期間における使用電力量は、30 分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、本契約が終了する場合で、特別な事情があるときは、直前の計量日から終了日までの期間とします。）において合計した値とします。 3. 使用電力量の計量の結果は、一般送配電事業者から計量日以降に当社に通知されます。当社は、受領した計量の結果を、当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。	→旧約款の第 7 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 8 条 料金の算定 1. 料金は、以下の各号の場合を除き、第 6 条（料金の算定期間）に定める料金の算定期間を「1 月」として算定します。 (1) 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合 (2) 契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合 (3) 計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合 2. 料金は、本個別約款においてお客さまが適応を受ける契約種別を適用して計算します。 3. 本個別約款においてお客さまが適応を受ける契約種別に加え、オプションサービスが適用される場合、その全てを反映して料金を計算します。	→旧約款の第 8 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 9 条 日割計算 1. 当社は、第 8 条（料金の算定）第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。 (1) 基本料金、最低料金は、以下の算式により算定します。なお、第8条(料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 ・該当料金＝「1 月」の該当料金×（日割計算対象日数/計量期間等の日数）	第 4 条 日割計算 1. 当社は、 基本約款第 16 条 （料金の算定）第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。 (1) 基本料金、最低料金、 または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金 は、以下の算式により算定します。なお、 基本約款第 16 条 （料金の算定）第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 ・ 「1 月」の該当料金×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） 該当料金とは、基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。 (2) 最低料金適用電力量料は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量とは、本条第 1 項第(1)号で算出された最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)									
	(2) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 8 条（料金の算定）第 1 項第 (1) 号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 (a) 第3条 (契約種別および料金) 第1号、第3号の契約種別の場合 ・第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (b) 第 3 条（契約種別および料金）第 2 号、第 4 号契約種別の場合 ・第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (3) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。	以下の契約種別の場合 <table><tr><th>契約種別</th></tr><tr><td>1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr></table> ・最低料金適用電力量 ＝ 11 キロワット時 ×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） (3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 (a) 以下の契約種別の場合 <table><tr><th>契約種別</th></tr><tr><td>1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr></table> ・第 1 段階料金適用電力量＝ 109 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第 2 段階料金適用電力量＝ 180 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (b) 以下の契約種別の場合 <table><tr><th>契約種別</th></tr><tr><td>2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr><tr><td>4. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr></table> ・第 1 段階料金適用電力量＝ 120 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第 2 段階料金適用電力量＝ 180 キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (4) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。	契約種別	1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）	3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）	契約種別	1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）	3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）	契約種別	2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）	4. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）
契約種別											
1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）											
3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）											
契約種別											
1. 毎日充電無料プラン（6 kVA 未満）											
3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）											
契約種別											
2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）											
4. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）											

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	2. 第 8 条（料金の算定）第 1 項第 (1) 号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、第 8 条（料金の算定）第 1 項第 (2) 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。	2. 基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。
	第 10 条 料金の支払義務ならびに支払い方法および支払期日 1. 第 8 条（料金の算定）または第 9 条（日割計算）で定めた料金の支払義務発生日とは、当該料金の算定の根拠となる計量期間等の計量日または検針日以降に計算する料金の請求日とします。 2. 料金については、当社が指定する以下の方法によりお支払いいただきます。 (1) 口座振替（お客さまの指定する口座から当社が指定する収納代行業者を通じて当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。） (2) クレジットカード引き落とし（当社の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて当社の口座へ払い込む方法をいいます。） (3) コンビニエンスストア払い込み（当社が指定したコンビニエンスストアへのお支払いを通じて当社の口座へ払い込む方法をいいます。）なお第 (1) 号、および第 (2) 号が手続き期間中、またはお支払いが確認できなかった場合に限り適用されます。 コンビニエンスストア払い込みをされる場合、払込票の発行手数料として、1 通につき 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 3. お客さまによる料金のお支払いについては、第 2 項各号の場合につき、それぞれ以下の時点で当社に対するお支払いいただいたものとします。ただし、第 2 各号に基づき支払われた金額が当社の口座に払い込まれたときに、それぞれ以下の時点で遡って、当社に対してお支払いいただいたものとし ます。 (1) 第 2 項第 (1) 号によりお支払いいただく場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた時点。 (2) 第 2 項第 (2) 号によりお支払いいただく場合は、料金とそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた時点。 (3) 第 2 項第 (3) 号によりお支払いいただく場合は、料金が当社の指定したいずれかのコンビニエンスストアへお支払いいただいた時点。 4. お客さまによる料金の支払期日は、第 2 項各号の場合につき、それぞれ以下のとおりとします。なお、「休日」とは、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます。 (1) 第 2 項第 (1) 号によりお支払いいただく場合は、原則、支払義務発生日から起算して 30 日以内に到来する各月の 27 日とします。ただし、当該日が休日となる場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。なお、当該日は当社都合により変更する場合がございます。当該日を変更する場合は、当社が適当と判断した方法にてあらかじめご連絡させていただきます。 (2) 第 2 項第 (2) 号によりお支払いいただく場合は、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。 (3) 第 2 項第 (3) 号によりお支払いいただく場合は、支払義務発生日から起算して 20 日目の日とします。 5. 当社は、第 2 項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した	→旧約款の第 10 条は新約款（電気基本需給約款）に記載

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	様式により、料金を払い込む方法によりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対してお支払いいただいたものとします。 6. 当社が本個別約款に基づく料金および各種発行手数料に関する債権を譲渡することについて、お客さまはあらかじめ承諾していただきます。	
	第 11 条 遅延利息 1. お客さまが、支払期日を経過しても料金その他の基本約款、本個別約款に基づき発生する金銭債務の支払を行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けることがあります。 2. 遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額とします。 （算式）：再生可能エネルギー発電促進賦課金× 10 / 110 3. 遅延利息は、お客さまが遅延利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金と合わせてお支払いいただきます。	→旧約款の第 11 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
附 則	1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、2023 年 9 月 1 日から実施します。 本個別約款実施後の新たな料金は、2023 年 9 月検針日～2023 年 10 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 9 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 10 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 11 月となります。 2023 年 6 月 1 日実施した電気個別需給約款の新たな燃料費調整額は、2023 年 6 月検針日～2023 年 7 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。	1. 個別需給約款の実施期日 本個別約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。 本個別需給約款の新たな燃料費調整額は、2025 年 4 月検針日～2025 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2025 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2025 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2025 年 6 月となります。
	2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。 (a) 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」といいます。ただし、料金の算定期間の始期以降、当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の当月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌月以降の料金の算定期間は、第 6 条（料金の算定期間）に定める計量期間によるものとします。）とします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間とします。 (b) 料金の算定 料金は、第 8 条（料金の算定）に規定する計算方法により算定します。 (2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、第 7 条（使用電力量の算定）第 1 項の規定にかかわらず、以下のとおりとします。 (a) 移行期間における 30 分ごとの使用電力量	→旧約款の附則 2 は新約款（電気基本需給約款）に記載

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	その「1 月」のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下、「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。 (b) 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量 移行期間において、契約種別・契約電流・契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、(a) に準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。	
別紙 1	別紙 1 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表 1 に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3、4 に定めるものとします。 (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×基準単価／ 1,000 (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／ 1,000 (3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。	別紙 1 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表 1 に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3、4 に定めるものとします。 (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×基準単価／ 1,000 (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／ 1,000 (3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

旧約款		新約款 (電気個別需給約款)																																																					
<table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間</td><td>翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間</td><td>翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間</td><td>翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間</td><td>翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間	※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。	<table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間</td><td>翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間</td><td>翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間</td><td>翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間</td><td>翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間	※上記燃料費調整単価適用期間において、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「検針日」を「計量日」と読み替えるものとします。
	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
	毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																					
	毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																					
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																						
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																						
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																						
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																						
2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3, 4 に定めるものとします。		2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3, 4 に定めるものとします。																																																					
3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。 ただし、第 3 条（契約種別および料金）の 1.、3.の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。		3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。 ただし、以下に定める契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、別表 3 に定める最低料金に適用される燃料費調整単価とします。																																																					
		<table><tr><th>契約種別</th></tr><tr><td>1. 毎日充電無料プラン（6kVA 未満）</td></tr></table>		契約種別	1. 毎日充電無料プラン（6kVA 未満）																																																		
契約種別																																																							
1. 毎日充電無料プラン（6kVA 未満）																																																							

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																	
	なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。	3. 毎日充電無料 CO 2 フリープラン (6 kVA 未満) なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。																	
	別表 1：燃料費調整単価算出係数	別表 1：燃料費調整単価算出係数																	
	<table><tr><td>α</td><td>β</td><td>γ</td></tr><tr><td>0.0845</td><td>0.0699</td><td>1.1962</td></tr></table>	α	β	γ	0.0845	0.0699	1.1962	<table><tr><td>α</td><td>β</td><td>γ</td></tr><tr><td>0.0875</td><td>0.0770</td><td>1.1770</td></tr></table>	α	β	γ	0.0875	0.0770	1.1770					
	α	β	γ																
	0.0845	0.0699	1.1962																
α	β	γ																	
0.0875	0.0770	1.1770																	
別表 2：基準燃料価格	別表 2：基準燃料価格																		
<table><tr><td>基準燃料価格</td></tr><tr><td>80,300 円</td></tr></table>	基準燃料価格	80,300 円	<table><tr><td>基準燃料価格</td></tr><tr><td>80,000 円</td></tr></table>	基準燃料価格	80,000 円														
基準燃料価格																			
80,300 円																			
基準燃料価格																			
80,000 円																			
別表 3：第 3 条（契約種別および料金）の 1. 、3.の契約種別の場合の基準単価	別表 3：第 3 条（契約種別および料金）の 1. 、3.の契約種別の場合の基準単価																		
<table><tr><td colspan="3">基準単価</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 11 キロワット時まで</td><td>1 円 77.1 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>16.1 銭</td></tr></table>	基準単価			最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 77.1 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.1 銭	<table><tr><td colspan="3">基準単価</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 11 キロワット時まで</td><td>1 円 69.4 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>15.4 銭</td></tr></table>	基準単価			最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69.4 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15.4 銭
基準単価																			
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 77.1 銭																	
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.1 銭																	
基準単価																			
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69.4 銭																	
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15.4 銭																	
※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。	※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。																		
別表 4：別表 3 以外の契約種別の場合の基準単価	別表 4：別表 3 以外の契約種別の場合の基準単価																		
<table><tr><td colspan="3">基準単価</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>1 キロワット時につき</td><td>16.1 銭</td></tr></table>	基準単価			電力量料金	1 キロワット時につき	16.1 銭	<table><tr><td colspan="3">基準単価</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>1 キロワット時につき</td><td>15.4 銭</td></tr></table>	基準単価			電力量料金	1 キロワット時につき	15.4 銭						
基準単価																			
電力量料金	1 キロワット時につき	16.1 銭																	
基準単価																			
電力量料金	1 キロワット時につき	15.4 銭																	
※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。	※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。																		
別紙 2	1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。	1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。																	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 「1 月」 の使用電力量とします。	2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 「1 月」 の使用電力量とします。																	
	3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。	3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。																	
	4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定																	

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																																																											
	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。 ただし、第 3 条（契約種別および料金）の 1、3.の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。 また、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。 なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。 ただし、第 3 条（契約種別および料金）の 1、3.の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。 また、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。 なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。																																																											
別紙 3 負荷設備 の入力 換算容 量	1. 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。 (1) けい光灯 <table><tr><td></td><td colspan="2">換算容量</td></tr><tr><td></td><td>入力（ボルトアンペア）</td><td>入力（ワット）</td></tr><tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント</td></tr><tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント</td></tr></table> (2) ネオン管灯 <table><tr><td rowspan="3">2 次電圧（ボルト）</td><td colspan="2">換算容量</td><td rowspan="3">入力（ワット）</td></tr><tr><td colspan="2">入力（ボルトアンペア）</td></tr><tr><td>高力率型</td><td>低力率型</td></tr><tr><td>3,000</td><td>30</td><td>80</td><td>30</td></tr><tr><td>6,000</td><td>60</td><td>150</td><td>60</td></tr><tr><td>9,000</td><td>100</td><td>220</td><td>100</td></tr><tr><td>12,000</td><td>140</td><td>300</td><td>140</td></tr><tr><td>15,000</td><td>180</td><td>350</td><td>180</td></tr></table> (3) スリムラインランプ <table><tr><td rowspan="2">管の長さ（ミリメートル）</td><td colspan="2">換算容量</td></tr><tr><td>入力（ボルトアンペア）</td><td>入力（ワット）</td></tr><tr><td>999 以下</td><td>40</td><td>40</td></tr><tr><td>1,149 以下</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>1,556 以下</td><td>70</td><td>70</td></tr><tr><td>1,759 以下</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>2,368 以下</td><td>100</td><td>100</td></tr></table>		換算容量			入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	2 次電圧（ボルト）	換算容量		入力（ワット）	入力（ボルトアンペア）		高力率型	低力率型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ（ミリメートル）	換算容量		入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）	999 以下	40	40	1,149 以下	60	60	1,556 以下	70	70	1,759 以下	80	80	2,368 以下	100	100	内容に変更無し
	換算容量																																																												
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																																																											
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント																																																											
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント																																																												
2 次電圧（ボルト）	換算容量		入力（ワット）																																																										
	入力（ボルトアンペア）																																																												
	高力率型	低力率型																																																											
3,000	30	80	30																																																										
6,000	60	150	60																																																										
9,000	100	220	100																																																										
12,000	140	300	140																																																										
15,000	180	350	180																																																										
管の長さ（ミリメートル）	換算容量																																																												
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）																																																											
999 以下	40	40																																																											
1,149 以下	60	60																																																											
1,556 以下	70	70																																																											
1,759 以下	80	80																																																											
2,368 以下	100	100																																																											

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)																																																					
	(4) 水銀灯																																																						
	<table><tr><th rowspan="3">出力（ワット）</th><th colspan="3">換算容量</th></tr><tr><th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th><th rowspan="2">入力（ワット）</th></tr><tr><th>高力率型</th><th>低力率型</th></tr><tr><td>40 以下</td><td>60</td><td>130</td><td>50</td></tr><tr><td>60 以下</td><td>80</td><td>170</td><td>70</td></tr><tr><td>80 以下</td><td>100</td><td>190</td><td>90</td></tr><tr><td>100 以下</td><td>150</td><td>200</td><td>130</td></tr><tr><td>125 以下</td><td>160</td><td>290</td><td>145</td></tr><tr><td>200 以下</td><td>250</td><td>400</td><td>230</td></tr><tr><td>250 以下</td><td>300</td><td>500</td><td>270</td></tr><tr><td>300 以下</td><td>350</td><td>550</td><td>325</td></tr><tr><td>400 以下</td><td>500</td><td>750</td><td>435</td></tr><tr><td>700 以下</td><td>800</td><td>1,200</td><td>735</td></tr><tr><td>1,000 以下</td><td>1,200</td><td>1,750</td><td>1,005</td></tr></table>	出力（ワット）	換算容量			入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）	高力率型	低力率型	40 以下	60	130	50	60 以下	80	170	70	80 以下	100	190	90	100 以下	150	200	130	125 以下	160	290	145	200 以下	250	400	230	250 以下	300	500	270	300 以下	350	550	325	400 以下	500	750	435	700 以下	800	1,200	735	1,000 以下	1,200	1,750	1,005	
	出力（ワット）		換算容量																																																				
			入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）																																																		
		高力率型	低力率型																																																				
	40 以下	60	130	50																																																			
	60 以下	80	170	70																																																			
	80 以下	100	190	90																																																			
	100 以下	150	200	130																																																			
	125 以下	160	290	145																																																			
	200 以下	250	400	230																																																			
	250 以下	300	500	270																																																			
	300 以下	350	550	325																																																			
	400 以下	500	750	435																																																			
	700 以下	800	1,200	735																																																			
	1,000 以下	1,200	1,750	1,005																																																			
	2. 誘導電動機																																																						
	(1) 単相誘導電動機																																																						
	(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものいたします。																																																						
	(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりいたします。																																																						
	<table><tr><th rowspan="3">出力（ワット）</th><th colspan="3">換算容量</th></tr><tr><th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th><th rowspan="2">入力（ワット）</th></tr><tr><th>高力率型</th><th>低力率型</th></tr><tr><td>35 以下</td><td>-</td><td>160</td><td rowspan="8">出力（ワット） × 133.0 パーセント</td></tr><tr><td>45 以下</td><td>-</td><td>180</td></tr><tr><td>65 以下</td><td>-</td><td>230</td></tr><tr><td>100 以下</td><td>250</td><td>350</td></tr><tr><td>200 以下</td><td>400</td><td>550</td></tr><tr><td>400 以下</td><td>600</td><td>850</td></tr><tr><td>550 以下</td><td>900</td><td>1,200</td></tr><tr><td>750 以下</td><td>1,000</td><td>1,400</td></tr></table>	出力（ワット）	換算容量			入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）	高力率型	低力率型	35 以下	-	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント	45 以下	-	180	65 以下	-	230	100 以下	250	350	200 以下	400	550	400 以下	600	850	550 以下	900	1,200	750 以下	1,000	1,400																				
	出力（ワット）		換算容量																																																				
入力（ボルトアンペア）			入力（ワット）																																																				
高力率型		低力率型																																																					
35 以下	-	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント																																																				
45 以下	-	180																																																					
65 以下	-	230																																																					
100 以下	250	350																																																					
200 以下	400	550																																																					
400 以下	600	850																																																					
550 以下	900	1,200																																																					
750 以下	1,000	1,400																																																					
(2) 3 相誘導電動機																																																							
<table><tr><td>換 算 容 量（入力〔キロワット〕）</td></tr><tr><td>出力（馬力） × 93.3 パーセント</td></tr><tr><td>出力（キロワット） × 125.0 パーセント</td></tr></table>	換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	出力（馬力） × 93.3 パーセント	出力（キロワット） × 125.0 パーセント																																																				
換 算 容 量（入力〔キロワット〕）																																																							
出力（馬力） × 93.3 パーセント																																																							
出力（キロワット） × 125.0 パーセント																																																							

	旧約款			新約款 (電気個別需給約款)	
	3. レントゲン装置				
	装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流（短時間定格電流） (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペ ア)	
	治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアン ペア)の値といた します。	
	診察用装置	95キロボルトピー ク以下	20ミリアンペア以下	1	
			20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
			30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
			50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
			100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10	
		95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5	
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8	
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5	
		100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5	
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	
			500ミリアンペア以下	11	

	旧約款					新約款 (電気個別需給約款)	
			125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5		
		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1		
			0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2		
			1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3		
レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。							
4. 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 (1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合 ・入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント (2) (1)以外の場合 ・入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント							
5. その他 (1) 1.、2.、3.および 4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。							
別紙 4 契約負荷 設備の 総容量 の算定	1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。						内容に変更無し

	旧約款	新約款 (電気個別需給約款)
	(a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (b) (a)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア	
	2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、 契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。	